

意見の概要および市の考え方 (仮称)彦根市茶の湯・一期一会条例(素案)

No	意見の概要	市の考え方	修正
<b>I 条例名称について</b>			
1	「茶の湯一期一会条例」表題の「一期一会」はいいですね。自ずと、直弼や彦根を暗示していて抜群と思います。	「一期一会」は、直弼公が示した言葉であり、本条例においてもキーワードであることから、条例名称に取り入れたいと考えます。	なし
2	「一期一会」を一会集で記したのは、まぎれもなく直弼公であり、彦根において一期一会とは、直弼公の茶の湯の考えを指す代表的な言葉であると考えられます。是非、条例名に直弼公の名前を入れていただきたい。「彦根市直弼公茶の湯条例」など。	直弼公の文化的功績や市民からの愛着を考慮し、ご意見のとおり、直弼公の名前を条例名称に入れることとします。 なお、「一期一会」は、多くの人が知っている言葉であるものの、直弼公が世に示したことは、あまり知られていないのが現状です。茶の湯を通して、直弼公の文化的功績を広めて	あり
3	まちづくりの核となる良い条例だが茶の湯一期一会ではわかりにくい。条文から井伊直弼さんの茶の湯と書いているのに表題が一期一会では伝わりにくく、井伊直弼茶の湯条例の方が市民に親しまれるのではないのでしょうか。	いくためにも、「一期一会」を条例名称に入れたいと考えます。 これらのことを踏まえ、少し長くなりますが、「井伊直弼公の功績を尊び茶の湯・一期一会の文化を広める条例」という名称を最終案としました。	あり
4	茶道の人だけの名称のように感じる。 珍しい条例でとても良いが、はたして本当にこの条例で市民が街づくりに動いていくのか疑問に思う。	ご意見を踏まえ、条例名称を修正することとしました。 この条例に示している「一期一会の精神」は、茶道だけでなく、あらゆる事物に通じるものであると考えます。 市民の皆様に対して、条例の趣旨や目的をしっかりとお伝えできるよう、周知を図りたいと考えます。	あり
5	この名称では、単に茶道の条例にしか思えない。 井伊直弼を前面に出してこそ彦根市の条例だと思う。	ご意見を踏まえ、条例名称を修正することとしました。 「井伊直弼公の功績を尊び」という部分に、ご意見を反映させていただきました。	あり

II 前文について			
6	『「一期一会」の言葉を創案』とありますが、ここは『「一期一会」の熟語を創案』としてほしいところ。複雑な茶の湯の歴史あり。	識者の意見を踏まえて検討したところ、修正することとしました。	あり
7	一期一会という言葉は、茶湯一会集で出てくる言葉ですが、利休の時代からその茶の湯の精神として、同類の言葉を茶人の中では認識されていたと聞いたことがあります。創案したという表現が正確なのか、広く世に伝えたということなのか、識者の考えを確認していただきたい。	直弼公が「茶湯一会集」において「一期一会」という言葉を示したことは、間違いのない事実であると考えますが、ご指摘のとおり、「一期一会」という言葉そのものはなかったものの、「山上宗二記」にあるように、利休の時代からこれに準ずる考え方はあったものと思われまます。このことを踏まえると、初めて考え出すという意味合いの「創案」は誤解を招く恐れがあります。	あり
8	「井伊直弼公は・・・つながり等を重んじ、」とあるところを、「・・・重んじた。そして千利休の弟子宗二(1544～1590)の「山上宗二記」に茶会の心得として、一期に一度の参会とあることから」を付け加え、『「一期一会」の言葉を創案した』の「創案」を「使用」に変えられた方がよろしいのではと思います。	以上から、「利休を始めとする先人たちが築き上げた」という説明を加え、「言葉を創案」を「言葉に昇華し、世に示した」と修正しました。また、この修正に伴い、一部文章を修正しました。	あり
9	「一期一会」の考え方そのものは、既に「山上宗二記」にあり、直弼公は「独座観念」とともに発展させ、確立したものであるとのこと。「創案」とすることでよろしいかの確認。	なお、「一期一会」が「言葉」か「熟語」かについては、判断が難しいところと考えます。識者の意見を踏まえ、「言葉」としましたので、ご理解ください。	あり
10	井伊直弼公が大切にされたものは、一期一会の精神ではなく、一期一会の覚悟をもってまで、相手のことを考え、もてなすという、おもてなしの精神ではないでしょうか。条文全体において、一期一会の精神、一期一会の文化という使い方がなされていますが、抽象的な精神論となっており、いったいどのようなことなのか、具体的なイメージが湧いてきません。条文全体に使われている「茶の湯・一期一会の文化」という抽象的な言葉の連続は別の言葉で表現された方がよいと感じました。例) 茶の湯におけるおもてなしの心、など。	ご指摘のとおり、「一期一会の精神」や「一期一会の文化」という表現は抽象的で、この表現だけでは、具体的なイメージが湧きづらいかもしれません。 「茶の湯・一期一会の文化」という表現は使用しますが、ご意見等も考慮し、前文にて「一期一会の精神」について詳しく記載し、第2条において「茶の湯・一期一会の文化」を定義し、その内容を説明することとしましたので、ご理解ください。	なし
11	「私たち」が誰を指すのか不明確なので、「私たち彦根市民」としたほうがよいと思います。	ご指摘のとおり、わかりやすくするために修正しました。 なお、5段落目の「私たち」の部分については、表現が4段落目と重複することからも、省略することとしました。	あり
12	実は茶の湯のすごさは、茶を点てて飲む茶事・茶会だけではなく、茶の湯と結びついた書画・工芸・料理・生け花・菓子・建造物等々の文化にあります。これが茶の湯の文化です。このことを是	ご指摘のとおり、茶の湯は他の様々な文化と繋がったものであると考えます。 5段落目の冒頭に、「また、茶の湯は、書画、工芸、料理、生花、菓子、建造物、庭園など日	あり

	<p>非ふれてほしい次第です。 彦根の請願書にも、松江や堺の条例にも記されているのに、今回の素案にはありませんのでお願いしたい所。</p>	<p>本のあらゆる文化とつながりを持つ文化であり、」と記載し、関係する主な文化を示すこととしました。</p>	
--	---	--	--

Ⅲ 基本理念 第3条について			
13	誰が「・・・一期一会の精神に注目する」のか主語が記されていないので、冒頭に「私たち彦根市民は、」を加えると、はっきりすると思います。	ご指摘のとおり、主語を追加することとします。 ただし、条文の中の記載ということで正確を期すため、「私たち彦根市民は」ではなく、「市、茶の湯関係者および市民等は」とさせていただきます。	あり
14	井伊家における茶の湯の研鑽とは、単に茶道の研鑽ということにとどまらず、藩で支援した湖東焼や漆器類等の道具、華道や和菓子、懐石料理、茶室建築、庭園など、まさに総合芸術として、各職人の技術の賜物として成り立っていると考えられます。これらの伝統技術が今もなお、多く彦根に残っているということ、そして、それらを継承するというこも、この条例が彦根で存在しうる大切な存在価値だと考えます。基本理念などに、是非盛り込んでいただきたい。	ご指摘のとおり、茶の湯は他の様々な文化と繋がったもので、その様々な文化の伝統技術等の継承も重要であると考えています。 前文の5段落目で、関係する主な文化について触れさせていただきます。	あり
15	「一期一会」の理念を自然な形で深め、その精神を日常のあらゆる場に生かしていくことが趣旨と思いますので、定義の共有は、普及、定着、発信のうえで、特に押さえておくことが大切と思います。これまで、学識者のお話しや図書などで認識していたことと、微妙な相違を感じますので、この機会に確認の意味を込めての意見です。以下。 「真心をもって相手のことを思いやり、行動する」ために、「この場を一生に一度限りの機会と捉えよ」を旨としているように思えますが。（なぜ、一生に一度なのかへの理解がないと…） いつもの（或いは幾つもの）出会いであっても、そのときの天候、風、空気、季節や向き合うひとの気持ちなどから、二回と同じ出会いというものは存在しない。だからこそ、そのときその一瞬、手を抜かずに精一杯努めなければならない。そのことが自ずと相手を思いやり、行動することに繋がるものである、と受け止めています。 今日、一期一会の言葉が多用されますが、正しい引用ばかりではないようです。 「世界に共有しうる普遍的な価値観として後世に伝えていく」とのことですので、本条例における定義は影響が大きいと考えます。	本条例における「一期一会」の意義は、最も重要な要素の一つと考えており、意見を踏まえ修正することとしました。 ご指摘のとおり、素案の「一期一会」は、説明が少し不足している部分があり、また、独自の解釈と捉えられる表現となっております。人によって、「一期一会」の理解や解釈は異なるかもしれませんが、「茶湯一会集」に示された直弼公の「一期一会」を基に、「一期一会の精神」をより詳しく、丁寧に説明することとしました。 なお、素案では、第3条の基本理念にて説明しておりましたが、前文の第4段落にて「一期一会の精神」として、より詳しく記載いたします。	あり

IV 市の役割 第4条について			
16	<p>市にとって条例とは、まちをつくる根幹であると考えます。まちづくりにとって、もっとも重要視されるべきは、将来を担う子供たちへの教育だと考えます。是非、(3) 産業や観光の条文の前に、教育を入れていただき、観光産業者だけでなく、広く市民に向けた条例とし、条例をきっかけにより一層子供たちへの郷土教育を進めていただきたい。</p>	<p>市の役割に記載されている項目については、すべて等しく重要であると考えます。すべてのことに、誠心誠意対応し、茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進に努めて参りたいと考えております。</p> <p>なお、項の並びは重要度順ではなく、例規等における記載順となっています。</p>	なし
17	<p>環境づくりとして、また、伝統を継承する為に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶事・茶会等お茶関連の行事の情報を集約し体系化し市民に広く開示をする。</li> <li>・お茶の未経験者を対象とした「こと始め講座(入り口)」の開設する。</li> <li>・茶室、茶席(お茶ができる環境・場・建物)の情報マップを作成する。</li> <li>・公的なものと使用可能な個人所有の茶室茶席の情報の収集とネットワーク化</li> <li>・茶道具バンクの創設 相続等で散逸する道具等の受け皿として機能する</li> <li>・寄付又は貸与頂いた道具類を保管管理し、利用を希望する人に貸し出すことで茶事を開くハードル(道具の持ち合わせが少ない所以の)を下げる。</li> <li>・常設の月釜の運営 いつでも誰でも参加出来るお茶に触れる機会を作る</li> </ul> <p>等を検討してみてもどうかと思います。</p>	<p>具体的な事業をご提案いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見を参考に、今後の取り組みを検討していきたいと考えます。</p>	なし

V 市民等の役割 第6条について

18

市民に関心を持ってもらうには、お茶の文化に親しむことがどの様に市民(我々)の生活を豊かに示す必要がある。単に伝統文化という事で茶道の体験を強いることが逆にマイナスのイメージ(堅ぐるしい・小難しい・理屈っぽい等)を植え付けることにも成り兼ねない。年代別にどの様に関わりを持ち楽しむのか。興味を持ち続けることが自分の生活にどの様な変化を齎し、豊かな生活を送る手立てになるか示す必要がある。

要点として、お茶に関わると多様な文化に触れ知る機会となるがその全てに通ずる必要はなく、関心を持ってたものから始めて続けることで徐々に広げ深めていけば良い。

色々なアート(芸術・工芸・書画・華 等々)への入口がある

人の好みによってアプローチ(入り方)が幾つも用意されている。

年代別や人生の過ごし方や男女の違いに依って関わり方に違いがあって良い。故きを温ねることで新しさを生む為の発想や閃きを得ることもあるということを身近なことを通して経験してみることも大切。

ご指摘のとおり、どのように市民の生活を豊かに示すのかを示すことは重要であると考えておりますので、今後、ご意見を参考に取組み内容等を検討し、どのように市民生活を豊かに示していきたいと考えます。

なし